

芦屋市分別収集計画

(第9期)

令和元年7月

芦 屋 市

芦屋市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ本市の廃棄物処理施設は老朽化が進み、次世代も利用可能な施設の建設にむけ協議段階にある。最終処分場についても埋立てが進み、ごみの減量は喫緊の課題となっている。

また、海洋プラスチックの問題、レジ袋の有料化の問題等、プラスチック包装が全国的な課題となっており、プラスチックごみの削減は全自治体を取り組むべき重要なテーマとなっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 昭和56年度から実施している再生資源集団回収事業は、自治会、老人会、子供会、集合住宅管理組合等で取り組まれ、広く市民に定着しているため、本計画に組み入れる。
- (2) ごみの減量化及び再利用を促進するため、平成13年10月から粗大ごみの収集・処理の有料化を実施し、粗大ごみの品目や大きさに応じて、300円から2,400円の範囲で300円ごとに料金の設定をしている。その収集した粗大ごみの中から再生可能な自転車、家具類などを修理し、再生品として無料展示（家具類）及び有料展示（自転車）によるリユースフェスタを開催することにより、市民に対し利用を促すとともに、ごみの減量化及び再利用を促進する。

- (3) 平成16年4月から「段ボール」,「雑誌・チラシ・その他紙類」,「新聞」,「紙パック」の分別収集を開始している。
現在,市民に定着していることから,当面は現行の分別区分を継続する。
- (4) 持ち込みごみの予約制の導入
平成26年10月から持ち込みごみについては予約制を導入している。
ごみの減量化とごみの適正処理に一定の効果があり,引き続き持ち込みごみの予約制を継続する。
- (5) 事業系ごみ混入の削減
平成29年12月に事業系ごみハンドブックを作成し,市内の事業所に配布し啓発を行っている。本市の施設は,一般廃棄物処理施設であり,産業廃棄物の混入,持込みを防ぐためにも引き続き啓発を行う。
- (6) 市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うため,「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」で報告を行った「芦屋市一般廃棄物処理基本計画」に基づいたごみの減量化・再資源化に関する取組みを盛り込んだ分別収集計画とする。
- (7) 市民一人一人の生活の中で,ごみを減らすことが必要であるため,ごみの分別に関すること,再資源化物の流れ,再生品の種別及びその利用促進など,総合的に啓発することにより,循環型社会の実現を目指した分別収集計画とする。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし,令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は,容器包装廃棄物のうち,スチール製容器,アルミ製容器,ガラス製容器(無色,茶色,その他),飲料用紙容器,段ボール,紙製容器包装,ペットボトルを対象とする。

なお,プラスチック製容器包装は,分別収集に必要な施設及び人員を確保する必要があり,また,ダイオキシン類低減対策として,高温焼却するための燃料源としているため,現在のところ分別収集をしていない。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号) (t)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	4,447.6	4,427.3	4,407.5	4,388.1	4,369.2

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み内訳

(t)

容器包装廃棄物 項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
缶類	スチール製 容器	159.9	153.1	146.6	140.4	134.5
	アルミ製 容器	113.2	114.9	116.5	118.2	119.9
	小計	273.1	268.0	263.1	258.6	254.3
ビン類	無色のガラ ス製容器	179.3	176.2	173.1	170.1	167.2
	茶色のガラ ス製容器	99.6	97.9	96.2	94.5	92.9
	その他のガラ ス製容器	169.4	166.4	163.5	160.7	157.9
	小計	448.3	440.5	432.8	425.3	417.9
飲料用紙パック 容器		130.7	128.8	127.0	125.1	123.3
段ボール		893.8	891.9	890.0	888.1	886.3
その他紙製容器 包装		824.3	822.5	820.8	819.0	817.3
ペットボトル		260.2	261.8	263.3	264.9	266.5
その他 製容器 プラスチック	白色トレイ	34.8	34.7	34.6	34.6	34.5
	その他のプ ラスチック 製容器包装	1,582.5	1,579.1	1,575.8	1,572.4	1,569.0
	小計	1,617.2	1,613.8	1,610.4	1,607.0	1,603.5
合計		4,447.6	4,427.3	4,407.5	4,388.1	4,369.2

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民・事業者・市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図ることが重要である。また、「芦屋市廃棄物減量等推進審議会」では、ごみの減量化・再資源化の推進とその活動について協議をする。

(1) 環境教育、啓発活動の充実（拡充）

ごみの減量化・再資源化についての関心を高めるため、市内の小・中学生を対象にポスターの募集を行い、市役所庁舎内に展示をし、広く市民に環境問題を啓発する。また、芦屋市家庭ごみハンドブック、ごみ収集カレンダー、リユースフェスタ、環境処理センターの施設見学会に加えSNSなど多様な媒体を利用し、全世代への啓発活動を通して、ごみ問題について認識を深め、市民・事業者・市が連携して、3R生活の普及を推進し、地球環境問題の中のごみ問題を取り上げ、啓発活動に取り組む。

また、プラスチックごみ削減に関する取組についても積極的に発信する。

(2) 買い物袋持参の推奨（拡充）

買い物袋持参運動を実施し、買い物の際に買い物袋を持参することにより、排出される包装ごみの削減に取り組む。

市のイベント等でのマイバッグの配布の回数、配布場所などを追加し、さらなる啓発を行い、レジ袋の削減につなげる。

(3) 過剰包装の抑制（継続）

「ごみ減量化・再資源化推進宣言の店（スリム・リサイクル店）」について、市のホームページ、家庭ごみハンドブックに掲載し、簡易包装の取組みを啓発している。引き続き登録店舗数の拡大を図る。

(4) 再生資源集団回収事業の推進（拡充）

再生資源集団回収報奨金制度を活用している自治会等の活動団体は、平成30年度末現在、178団体あり、回収した資源ごみ量は、年間約3,482トンに達している。

活動団体の登録数をさらに増やすべく、自治会、新規のマンション管理組合等への周知を図り事業を推進する。

(5) 事業者への啓発（拡充）

市内事業者に事業系ごみのハンドブックを配布するとともに、地域のごみステーションへの廃棄に対する指導、許可業者からの持込みごみに対する展開検査のさらなる充実などを行い、事業者への啓発を強化し、一般廃棄物への混入をなくす。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

環境処理センターの整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック，段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料，しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)

容器包装廃棄物項目		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	
スチール製容器 (t)	行政回収	70.1	67.1	64.2	61.5	58.9	
	集団回収	38.5	37.0	35.5	34.0	32.7	
	店頭回収	3.6	3.4	3.3	3.2	3.0	
	小計	112.1	107.5	103.0	98.7	94.6	
アルミ製容器 (t)	行政回収	38.2	38.8	39.4	39.9	40.5	
	集団回収	21.6	22.0	22.3	22.7	23.1	
	店頭回収	13.6	13.8	14.0	14.3	14.5	
	小計	73.5	74.6	75.7	76.9	78.1	
無色ガラス製容器 (t)	指定法人引渡量	147.2	144.6	142.1	139.6	137.2	
	独自処理量	行政回収	-	-	-	-	
		集団回収	-	-	-	-	
		店頭回収	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7
小計	148.0	145.4	142.9	140.4	138.0		
茶色ガラス製容器 (t)	指定法人引渡量	81.4	79.9	78.6	77.2	75.8	
	独自処理量	行政回収	-	-	-	-	
		集団回収	-	-	-	-	
		店頭回収	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
小計	81.8	80.4	79.0	77.6	76.2		
その他ガラス製容器 (t)	指定法人引渡量	137.9	135.5	133.2	130.8	128.6	
	独自処理量	行政回収	-	-	-	-	
		集団回収	-	-	-	-	
		店頭回収	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
小計	138.7	136.2	133.9	131.5	129.3		
飲料用紙容器 (t)	行政回収	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	
	集団回収	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	
	店頭回収	20.3	20.1	19.8	19.6	19.3	
	小計	25.5	25.2	24.9	24.5	24.2	
段ボール (t)	行政回収	281.4	280.8	280.2	279.6	279.0	
	集団回収	552.9	552.9	552.9	552.9	552.9	
	店頭回収	-	-	-	-	-	
	小計	834.3	833.7	833.1	832.5	831.9	
その他紙製容器包装 (t)	指定法人引渡量	-	-	-	-	-	
	独自処理量	行政回収	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
		集団回収	-	-	-	-	
		店頭回収	-	-	-	-	
小計	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1		
ペットボトル (t)	指定法人引渡量	151.8	152.7	153.6	154.5	155.5	
	独自処理量	行政回収	-	-	-	-	
		集団回収	-	-	-	-	
		店頭回収	32.6	32.9	33.1	33.4	33.7
小計	184.3	185.5	186.7	187.9	189.1		
その他プラスチック製容器包装 (t)	指定法人引渡量	-	-	-	-	-	
	独自処理量	行政回収	-	-	-	-	
		集団回収	-	-	-	-	
		店頭回収	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2
小計	19.2	19.2	19.2	19.2	19.2		
うち 白トレイ	指定法人引渡量	-	-	-	-	-	
	独自処理量	行政回収	-	-	-	-	
		集団回収	-	-	-	-	
		店頭回収	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
小計	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0		
		1,622.5	1,612.8	1,603.5	1,594.4	1,585.7	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口は、芦屋市近年の人口の推移から推測している。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
95,286人 (対前年度比)	95,084人 (対前年度比)	94,882人 (対前年度比)	94,680人 (対前年度比)	94,478人 (対前年度比)
99.8%	99.8%	99.8%	99.8%	99.8%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や集合住宅管理組合等で集団回収を行っている「缶」、
「紙パック」、
「段ボール」については、引き続き各団体が分別収集を行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	市による定期収集 住民団体による集団回収 店頭回収	市民間業者
	アルミ製容器		市による定期収集 住民団体による集団回収 店頭回収	市民間業者
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	市による定期収集 店頭回収	市民間業者
	茶色のガラス製容器		市による定期収集 店頭回収	
	その他のガラス製容器		市による定期収集 店頭回収	
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期収集 住民団体による集団回収 店頭回収	市民間業者
	段ボール	段ボール	市による定期収集 住民団体による集団回収	市民間業者
	その他の紙製容器包装	上記以外の紙製容器包装	市による定期収集	市民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集 店頭回収	市民間業者
	白色発泡スチロール製食品トレイ	白色トレイ	店頭回収	民間業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

「紙パック」、「段ボール」、「その他紙類」は、市が収集し、計量後直接再生資源回収業者に運び、再資源化している。

「缶」、「ビン」、「ペットボトル」は、本市環境処理センターで選別、圧縮・保管している。

選別、圧縮・保管施設は、適切に維持管理を行い、ごみの減量化・再資源化の向上を図るための整備を行う。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	袋	パッカー車	環境処理センター (選別、圧縮・ 保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器	ビン	袋		
茶色のガラス製 容器				
その他のガラス 製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛るか、袋	パッカー車	環境処理センター 再生資源回収 業者
段ボール	段ボール	紐で縛るか、袋		
その他の紙製 容器包装	上記以外の紙 製容器包装	紐で縛るか、袋		
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	環境処理センター

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくとともに、市民と事業者との対話や普及啓発活動を促進するため、市民や事業者、市からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。自主的な地域3R活動を推進していく。
- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付などの支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- ・組成分析の結果をはじめ各種数値をホームページ等で公開する。
- ・分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。

上記のとおり「芦屋市分別収集計画」を定める。

芦屋市長 伊藤 舞